

二井仲裁センターでの実際の解決事例は、仲裁法で定められている仲裁合意がないケースがほとんどです。また、仲裁判断に至ったケースでも、手続が進行し担当あっせん人に対する信頼関係が形成され、結果について予測可能性がでたときに、仲裁合意をしている例が多いのが実情です。

そこで、仲裁センターの規則では、申立時に仲裁合意がないケースについては、仲裁申立書の表題があり、仲裁判断を求めるとの記載があっても、和解あっせん手続に振り分けられることになっています。

はじめから和解あっせんを求めることを希望する方は、以下の表紙と申立ての趣旨をご利用ください。

(書式編) 和解あっせん申立書の表紙の記載例

和解あっせん申立書	
第二東京弁護士会仲裁センター御中	
申立日 平成 年 月 日	
申 立 人	住所 〒100- ●●県●●●市●●●1丁目1番1号 (送達場所) 電話●●● (●●●) ●●●●
	名称 (会社の場合 会社名・代表者名) 仲 裁 花 子 (印)
相 手 方	住所 〒140- ●●県○○市○○町1丁目1番1号 電話●●● (○○○) ○○○○
	氏名 (会社の場合 会社名・代表者名) 仲 裁 太 郎

和解あっせん申立の趣旨及び理由記載例

離婚及び財産分与請求

<p>(申立の趣旨)・・・あなたの求める結論をお書き下さい。</p>
<p>申立人は相手方との間で離婚し、相手方が相応の財産を 分与し、相当額の慰謝料を支払うよう求めます。 との和解あっせんを求めます。</p>
<p>(申立の理由)・・・事件の内容をご説明下さい。 * 仲裁申立書と書き方は同じで結構です。</p>